

# 「地域包括診療加算」等を算定する患者さんに 「かかりつけ医」として次のような診察を行います。

- 1.生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。
- 2.他の医療機関で処方されるお薬を含め、お薬の管理を行います。又、患者の状態に応じ 28 日以上の長期処方を行うことが可能です。
- 3.介護保険制度の利用等に関わる相談に応じています。又、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。
- 4.必要に応じ、訪問診察や往診を実施しています。
- 5.標準時間以外においても、電話による問い合わせ等の対応を行っております。
- 6.予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談に応じます。

湯浅医院 院長